

港湾労働法施行令の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域を定める件の
一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室

1. 改正の趣旨

- 貨物の港湾倉庫への搬入、港湾倉庫からの搬出及び港湾倉庫内での荷さばきの行為については、「港湾運送」として港湾労働法（昭和 63 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定され、同号口及び港湾労働法施行令（昭和 63 年政令第 335 号。以下「令」という。）第 2 条の適用を受けているところ、当該港湾倉庫については、同条第 3 号の規定により、厚生労働大臣が指定した区域内にある倉庫とされている。
- 昭和 63 年労働省告示第 101 号（港湾労働法施行令の規定に基づき厚生労働大臣が指定する区域を定める件。以下「指定区域告示」という。）においては、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門に係る港湾の区域が指定されており、このうち、関門は、下関港（山口県下関市）を区域に含んでいる。
- 下関港では、下関市が進める国際物流ターミナルの機能強化の一環として、長州出島（人工島）を整備し、平成 21 年 3 月から一部供用を開始したが、長州出島を含む区域は法施行後に新たに下関港の一部となった区域であり、長州出島には倉庫施設が建設されていなかったため、指定区域告示で指定する区域に含まれていなかったところ、令和元年 9 月から物流ゾーン（産業振興用地）の分譲が開始され、今般、倉庫施設が稼働していることが確認されたため、指定区域告示について、長州出島を含む区域を追加するもの。
- また、港則法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 165 号）により、港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号）に規定する関門港の港域が変更された（令和 5 年 5 月 1 日施行）ことに伴い、指定区域告示について所要の改正を行うもの。

2. 改正の概要

- 長州出島における倉庫施設の稼働実態を踏まえ、指定区域告示の表関門の項に次の区域を加える。
 - ・ 竹ノ子島台場鼻から 310 度 370 メートルの地点（以下「D 地点」という。）から 42 度に引いた線、六連島灯台（北緯 33 度 58 分 41 秒東経 130 度 52 分 4 秒）から 56 度 4,800 メートルの地点から 0 度 80 メートルの地点まで引いた線、同地点から 270 度 1,720 メートルの地点まで引いた線、同地点から六連島鶴ノ石鼻まで引いた線、同島ウドノ鼻から 223 度 480 メートルの地点まで引いた線、同地点から 133 度 600 メートルの地点まで引いた線、同地点から D 地点まで引いた線及び陸岸により囲まれた区域内の埋立地
- 港則法施行令の改正に伴い関門港の港域が変更されたことを踏まえ、指定区域告示の表関門の項第 4 号中「令別表上欄に掲げる関門の港湾の、海上における南西側の境界線と交わる陸岸の地点」を「北九州市若松区響町北西端」に改める。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 令第 2 条第 3 号

4. 適用期日等

- 告示日：令和 6 年 3 月 1 日（予定）
- 適用期日：告示日